

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	法人名	
------	----------------------------	-----	--

第六号様式別表五の七（提出用・控用）

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率($\frac{\quad}{100}$)	税額(イ)	旧税率($\frac{\quad}{100}$)	税額(ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式②⑥	④				
	年400万円以下の金額 第6号様式②⑦	⑤	000	00		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式②⑧	⑥	000		00	00
	年800万円を超える金額 第6号様式②⑨	⑦	000		00	00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式②⑩	⑧	000		00	00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式②⑪	⑨	000		00	00
	付加価値額総額 第6号様式③⑫	⑩				
	付加価値額 第6号様式③⑬	⑪	000		00	00
	資本金等の額総額 第6号様式④⑭	⑫				
資本金等の額 第6号様式④⑮	⑬	000		00	00	
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	00		00
差引		(⑭の(イ))-(⑭の(ロ))	⑮	00		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ \times 3 / 4$	⑯	00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (3 \times (40 \text{億円} - ③)) / 40 \text{億円}$	⑰	00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 2$	⑱	00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 20 \text{億円}$	⑲	00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 4$	⑳	00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 40 \text{億円}$	㉑	00

第6号様式別表5の7記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第7項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式に併せて提出すること。
- 2 「新税率」の欄は、控除を受けようとする事業年度における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。
また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。
- 3 「旧税率」の欄は、平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。
また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。
(平27省令54・追加、平28省令69・一部改正、平29省令46・一部改正)